

令和6年度村民税・県民税・森林環境税について

令和6年度より温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により規定されています。

賦課徴収については個人住民税の均等割と併せて行うこととなっております。
その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

対 象 と な る 方

- 国内に住所を有する個人

課 税 額

- 年額 1,000 円

令和6年度以降の住民税均等割のイメージ

平成26年度～令和5年度

住民税均等割 5,500円	県民税	均等割	1,500円
		臨時特例分	500円
	市民税	均等割	3,000円
		臨時特例分	500円
合計 5,500円			



令和6年度以降

森林環境税		1,000円	} 国税 1,000円
県民税	均等割	1,500円	
市民税	均等割	3,000円	} 住民税均等割 4,500円

合計 5,500円

そ の 他

- **家屋敷課税の方は住所地で徴収されるため課税されません。**

- 詳しくは林野庁ホームページ

「森林環境税および森林環境譲与税」をご参照ください。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)

- 税制については

- 総務省ホームページ「森林環境税および森林環境譲与税」をご参照ください。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeizei/czaisei/04000067.html)